平成 30 年 9 月 14 日制定
平成 30 年 11 月 15 日一部改定
令和 7 年 7 月 1 日一部改定

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係るケアプランの届出について

八王子市福祉部介護保険課

平成30年度介護報酬改定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）（以下「運営基準」という。）の指定居宅介護支援の具体的取扱方針に、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランの市町村への届出が新たに位置付けられました。

これは、訪問介護のうち、生活援助が中心であるサービスの利用回数が、統計的に見て平均よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村がケアプランの内容を確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であるという考え方に基づき、設けられた基準です。

つきましては、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係るケアプランの届出について、事務取扱を作成しましたので、該当する場合には下記手順により、ケアプランを市へ届出ください。

記

1　届出対象

訪問介護による生活援助中心型のサービスを1月あたり下記の回数以上位置付けているもの。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※上記回数は「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」平成 30 年 5 月 2 日厚生労働省告示第 218 号より抜粋。

【留意点】

- 身体介護に引き続き生活援助を実施しているもの（身体1生活1等）は対象に含みません。対象となるのは、生活援助2または生活援助3のサービスです。
- 軽微な変更を行ったケアプランは、対象に含みません。
- サービス利用回数を抑制することが目的ではありません。

2　提出書類

(1)厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用に係る届出書

(2)基本情報シート(写し)

(3)アセスメントシート(写し)

(4)ケアプラン第1表～第4表(写し)

(5)ケアプラン第6表(サービス利用票)・第7表(サービス利用票別表)(写し)

【留意点】

- 基本情報シートとアセスメントシートは、届出対象となるケアプランを作成した際に作成したものをご提出ください。
- ケアプラン第1表～第4表のいずれかに、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けることが必要と判断した理由を必ず記載してください。
- ケアプラン第4表に、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用の妥当性を検討した内容を必ず記載してください。
- ケアプラン第1表～第3表と第6表・第7表は、利用者へ交付後のものをご提出ください。
- ケアプラン第6表と第7表は、生活援助の回数が、厚生労働大臣が定める回数以上となる最初の月のものをご提出ください。

3　提出時期

届出対象となるケアプランを作成または変更した月から翌月末まで。

なお、検証したケアプランの次回の提出時期は、前回の届出から1年後。

4　手　順

【1】アセスメントの実施、ケアプラン原案作成

↓

【2】サービス担当者会議の開催

→訪問介護による生活援助中心型のサービスを、厚生労働大臣の定める回数以上位置付ける場合、その利用が妥当であるかケアチーム全体で検討を行ってください。

※検討した内容は必ずケアプラン第4表に記載してください。

↓

【3】ケアプランの交付

→訪問介護による生活援助中心型のサービスを、厚生労働大臣の定める回数以上必要と判断し、ケアプランに位置付けることとなった場合は、必要と判断した理由を、ケアプラン第1表～第4表のいずれかに必ず記載してください。

↓

【4】市へ関係書類の提出

→当該ケアプランの適用開始月から翌月末までに市へ関係書類を提出します。

（検証したケアプランの次回の提出時期は、前回の届出から1年後。）

↓

【5】ケアプランの検証

→訪問介護による生活援助中心型のサービスを、厚生労働大臣の定める回数以上位置付けたことが妥当か、市において多職種協働による検証会議を開催し、検証を行います。

↓

【6】検証結果の報告

→市より書面及び電話にて、届出者にケアプランの検証結果を連絡します。

5　その他

(1)ケアプランの検証結果として、他の専門職からの助言や提案をお伝えすることがあります。その場合は、必要に応じて、ケアプランの見直しをご検討ください。

(2)ケアプランの検証作業に時間を要する為、検証会議の開催及び検証結果の報告は届出を受理した翌月以降になります。

(3)厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けたケアプランの市町村への届出は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護の利用を禁止するために設けられた基準ではありません。ケアマネジャーが、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護が必要であり、その利用が妥当であると判断したのであれば、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護をケアプランに位置付けても差支えありません。

6　参　考

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十三条十八の二　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

（8） 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

⑳ 居宅サービス計画の届出（第 18 号の2）

訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の1訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。以下この⑳において同じ。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第 13 条第 18 号の2は、一定回数（基準第 13 条第 18 号の2により厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。）以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（⑰における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとする。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。

また、居宅サービス計画の届出頻度について、1度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。

市町村の検証の仕方については、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下、「関係者等」という。）により構成される会議等の他に、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での検証も可能である。